

国家公務員共済組合連合会虎の門病院病院長の職務及び権限に関する規程

(令和7年4月1日共済連本病第183号)

第1条 この規程は、国家公務員共済組合連合会病院組織規程第1条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会虎の門病院病院長（以下「病院長」という。）の職務及び権限に関して必要な事項を定める。

第2条 病院長は、医療法に基づき設置された国家公務員共済組合連合会虎の門病院（以下「病院」という。）の管理者として、国家公務員共済組合連合会理事長（以下「理事長」という。）の命を受けて、病院の運営に関する次に掲げる職務を行う。

- ① 医療安全管理について、十分な知見に基づく高度な医療安全管理体制の確保に関する事。
- ② 高度医療の提供に関する事。
- ③ 病院組織の総合的な把握及び適切な病院管理及び運営に関する事。
- ④ 医療の発展に研究に関する事。
- ⑤ 医療に関わる者に対する教育及び研修の実施に関する事。
- ⑥ 地域医療機関との連携強化に関する事。
- ⑦ 診療及び病院の運営等に関する諸記録の適正な管理に関する事。
- ⑧ 病院の経営状況の管理及び改善に関する事。
- ⑨ 病院のシステム等の維持及び管理に関する事。
- ⑩ 病院の個人情報管理に関する事。
- ⑪ 病院の事業計画、予算の策定及び管理に関する事。
- ⑫ 病院職員への運営及び経営方針等重要事項の周知に関する事。
- ⑬ その他、理事長から特別に委任された事項

第3条 病院長は、前条に掲げる職務を遂行するにあたり、総合的な権限を有する。

第4条 病院長は、権限を基に遂行した職務について、国家公務員共済組合連合会監事及び監査室による、業務監査を受けなければならない。

第5条 病院長は、理事長に病院の運営及び経営状況並びに重要事項を適宜報告しなければならない。

第6条 この規程によりがたい場合は、理事長が承認のうえ、別途決定するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。